

令和8年度（2026年度）阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討に係る
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和8年度（2026年度）阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討に係る業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度（2026年度）阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討に係る業務
- (2) 主な業務内容 別添基本仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで
- (4) 委託上限額 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ 提案に当たっての目安（上限）額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、契約額とは必ずしも一致しない。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有すること。
- (2) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 法人等の代表者（役員を含む。）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (8) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (9) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (10) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4 プロポーザルの実施スケジュール

内容	日程・期限
公募開始	令和8年（2026年）4月28日（火）
質問書の提出期限	令和8年（2026年）5月12日（火）午後5時（必着）
質問書への回答	令和8年（2026年）5月18日（月）
参加意思表明書提出期限	令和8年（2026年）5月20日（水）午後5時（必着）
参加資格確認結果通知	令和8年（2026年）5月22日（金）
企画提案書提出期限	令和8年（2026年）5月28日（木）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和8年（2026年）6月2日（火）
選定結果通知	

5 募集方法

本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

6 参加手続等

(1) 質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和8年（2026年）4月28日（火）～5月12日（火）午後5時

イ 提出書類 質問書（様式1）

ウ 質問方法 電子メール

※ 電子メールの件名を「阿蘇グリーンインフラ業務プロポーザルに係る質問書（事業者名）」とすること。

エ 提出先 「11 担当部局」のとおり。

オ 質問に対する回答

電子メールにより質問者に回答する。

なお、公表しない場合に審査の公平性が保てないと判断されるものについては、熊本県ホームページにて公表する。

(2) 参加意思表明書の提出

ア 提出書類及び部数

様式は、熊本県ホームページからダウンロードして使用すること。

提出部数は、各1部とする。

<提出書類>

①参加表明書（様式2）

②法人等概要（様式3）

③誓約書（様式4）

④履歴事項全部証明書

本実施要領の公募開始日以降に発行されたもの。

⑤印鑑証明書

本実施要領の公募開始日以降に発行されたもの。

⑥納税証明書

消費税及び地方消費税未納がないことの証明並びに都道府県税未納がないことの証明。各証明書は、本実施要領の公募開始日以降に発行されたもの。

⑦事業者の取組に関する申出書（様式5）

必要な書類を添付すること。

イ 提出期限 令和8年（2026年）5月20日（水）午後5時（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

エ 提出先 「11 担当部局」のとおり。

オ 参加資格結果の通知

参加資格確認結果を、令和8年（2026年）5月22日（金）までに、参加意思表示書提出者全員に電子メールで通知する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類及び提出部数

様式は、熊本県ホームページからダウンロードして使用すること。提出部数は、各5部とする。

<提出書類>

①企画提案書（鑑）（様式6）

②企画提案書（A4サイズ、様式等自由）

仕様書の内容を踏まえ、本業務を確実に円滑に進めるための実施方針や実施体制、各業務内容に係る具体的な提案を記載すること。

また、受託した場合の訴求ポイントや本業務に係る追加提案があれば併せて記載すること。

③業務実績書（A4サイズ、様式等自由）

過去10年間に、同種又は類似の業務の実績について業務名称、委託者名、契約期間及び業務概要を記載すること。

④見積書・経費内訳書（任意様式）

⑤プレゼンテーション審査出席者届出書（様式7）

イ 提出期限 令和8年（2026年）5月28日（木）午後5時（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

エ 提出先 「11 担当部局」のとおり。

7 選定方法等

(1) 審査方法

委託審査会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」による。

(3) プレゼンテーション審査

ア 日程（予定） 令和8年（2026年）6月2日（火）

※ 詳細については、別途連絡する。

イ 実施方法

1者につき20分以内のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

審査委員の評点の合計が最も高かった者を受託候補者とする。

最高得点の者が複数いる場合は、低価格者を受託候補者とする。また、参加者が1者の場合は、審査委員の評点の平均が60点以上であった場合に当該者を受託候補者とする。

(4) 審査結果の通知

審査終了後、参加者宛て速やかに電子メールで通知する。

8 契約手続等

(1) 受託候補者と契約内容等を協議の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内である場合に契約を締結する。契約に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行う。

なお、受託候補者と契約を締結しないときは、評点の高い者から順に契約協議を行うものとする。

(2) 契約の相手方は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第77条の規定により、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（この場合、保険期間を契約締結予定日から委託契約期間の満了日までとること。）等、同規則第78条の規定を満たす場合は、契約保証金を免除することができる。

(3) 契約代金の支払いは、精算払いとする。

9 企画提案書等の取扱い

(1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、受託候補者選定の目的以外に提出者に

無断で使用しない。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書又は企画提案書を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、受託候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (4) 参加申込手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者は、失格とする。
- (6) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、県はいかなる責任も負わない。
- (8) 県は、受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「3 参加資格要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (10) この要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、熊本県会計規則その他関係法令等の定めるところによるものとする。

11 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県庁新館5階）

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課 地下水企画班

電話 096-333-2272

電子メール kankyourikken@pref.kumamoto.lg.jp